

春日部音楽振興会会則

基本理念

本会は、「春日部市にクラシックやジャズ等の音楽の普及を図る」ことの実現を目指します。そのためにしくみや環境を整えること、市民が自主的に音楽活動を企画し活動に参加することを支援していきます。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「春日部音楽振興会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、春日部市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、音楽の普及を図るために支援組織としての機能を発揮し、多くの市民の参加のもと、春日部市の音楽の普及実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 音楽活動を活性化するために、音楽活動に取り組む人材の確保や育成を図る。
- (2) 本会の活動を通し音楽の普及の一翼を担い、ひいては本会の維持運営に資する自主事業を企画実施する。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の基本理念および目的に賛同し、事業に協力する意思を有することを条件とする。

本会の活動に賛同し、事業に協力する意思を有する団体及び企業を賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書を会長あて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 本会会員は、所定の退会届を会長あてに提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 本会会員は、所定の会費を納入しなければならない。

賛助会員は、本会の規定に基づき賛助会費を納めることとする。

第4章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 5名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

(選出)

第10条 本会の役員を選出は次の通りとする。

- (1) 理事および監事は、総会において会員より選出する。
- (2) 会長および副会長は理事の互選とする。
- (3) 事務局長は理事とし、会長の指名による。

(職務)

第11条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に参画し会務を執行する。
- (4) 事務局長は、会の事務を統括する。
- (5) 監事は、本会の会務と会計を監査し、理事会および総会に報告する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。再任を妨げない。

第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任または解任
- (3) 会の合併および解散
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第15条 総会は、事業年度終了後60日以内に開催しなければならない。

(招集)

第16条 総会は、理事会の議決により会長が招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第 19 条 総会の議事は、出席者の過半数を持って議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第 6 章 理事会

(理事会)

第 20 条 本会に、理事をもって構成する理事会を設置する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 役員を選定および解職

(開催)

第 22 条 1. 理事会は、原則として毎月 1 回開催するものとし、会長がこれを招集する。

2. 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席を持って開催し、議長は会長がこれにあたる。

第 7 章 事業組織

(部会)

第 23 条 1. 本会の事業を遂行するために、次の部会を設置する。

- (1) クラシック音楽実行委員会
- (2) 組織力向上委員会

2. 各部会に部会長および副部会長を置き、部会長は理事がこれにあたる。

(所管)

第 24 条 各部会は、それぞれ次の事項を所管する。

- (1) クラシック音楽実行委員会は、クラシック音楽の企画運営を行う
- (2) 組織力向上活動部会は、会の資質向上を主眼とする事業の企画運営を行う。

第 8 章 会計

(経費)

第 25 条 本会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 雑則

(雑則)

第 27 条 会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事会が別に定める。

付則

1. 本会則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する